

## 貯蓄性保険の資産等報告書への記載について

### 1 経緯

令和6年度第3回審査会での資産等報告書の審査時に、「貯蓄性が高い（資産性がある）保険について、資産等報告書にも記載できる欄を設けたほうが良いのでは」という意見があった。

これは報告者の一人が、譲渡所得の一部を一時金払いの保険の支払いに使用したが、資産等報告書に記載欄がなく記載できなかったことが発端である。

### 2 他自治体の状況

「貯蓄性保険」を資産等報告書に記載することを条例または規則に定めている自治体は、少なくとも福岡県内に13自治体、福岡県外に7自治体ある。

記載の項目として、「貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類」、「保険会社名」、「契約期日」、「保険金額」の4項目を定めている自治体が最も多かった。

#### (1) 「貯蓄性保険」の記載を条例または規則に定めている自治体

##### ① 福岡県内（13自治体）

##### 3市：

筑後市（平成16年3月25日条例）

嘉麻市（平成18年9月29日条例）

みやま市（平成19年6月12日条例）

##### 10町：

岡垣町（平成14年6月1日条例）

大刀洗町（平成17年3月18日条例）

大木町（平成20年6月23日条例）

香春町（平成12年3月24日）

添田町（平成7年3月27日条例）

糸田町（平成10年3月25日条例）

川崎町（平成10年6月19日条例）

福智町（平成18年3月6日条例）

みやこ町（平成18年3月20日条例）

築上町（平成18年1月10日条例）

## ②福岡県外（7自治体）

群馬県富岡市（平成28年3月30日条例）

埼玉県秩父市（平成21年3月23日条例）

茨城県利根町（平成18年3月10日条例）

奈良県天理市（平成23年3月30日条例）

奈良県王寺町（平成15年3月31日条例）

熊本県御船町（平成16年6月25日条例）

熊本県苓北町（平成26年3月11日規則）

### 3 筑紫地区（春日市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市）の対応状況

保険加入の時点では、記載する欄は設けていない。解約や満期により支払いを受けた時点で、実際に受け取った解約返戻金や満期保険金の金額を収入のその他欄等に記載してもらっている。

解約のタイミングによっては、支払った保険料より返戻金が少なくなる場合もあるため。

### 4 大野城市の対応状況

筑紫地区と同様の対応。

**【資産等報告書記載要領】**（令和7年度 政治倫理審査会資料 29 ページ参照）

「生命保険、火災保険等は、加入の時点では記載しません。保険金の支払いを受けた時点で「年金その他」の欄に記載してください。」

### 5 今後の課題

#### ① 保険加入時点で資産等報告書への記載を求める場合

様式を変更するために、条例の改正が必要となる。

#### ② 様式を現行のままとする場合

提出された資産等報告書では説明が不足する場合は、報告者に説明を求める、または備考欄に記載を求めること等をする必要がある。（資産等報告書記載要領にて、各項目において説明等が必要なときは適宜備考欄に記載することとしているため。）